

特 定 非 営 利 活 動 法 人

ア ビ リ テ イ ク ラ ブ た す け あ い

定 款

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい（通称N P O 法人 A C T）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあいと表示する。

(事務所)

第2条 本会は事務所を東京都中野区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者その他生活の支援を必要とする人々に対し、介護その他の生活支援、これに関する事業ならびに調査研究、および公共政策の提案を行なうことにより、少子高齢社会において市民が相互に自立し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行なう。

- (1) 保健および福祉の増進を図る活動。
- (2) 社会教育の推進を図る活動。
- (3) まちづくりの推進を図る活動。
- (4) 地域安全活動。
- (5) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動。
- (7) 子どもの健全育成を図る活動。
- (8) 前各号に掲げる活動を行なう団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

(事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するための事業として次の事業を行なう。

- (1) まちづくりの推進、市民からの相談、福祉の政策提案に関する事業
- (2) ワーカーズへのサポートに関する事業
- (3) 介護、家事、子育て支援などの自立を支援する事業
- (4) 少額短期保険業に関する事業
- (5) 福祉用具、衣・食等、生活を豊かにする供給事業
- (6) 人材育成および啓発、介護人材の養成、講師派遣、出版等事業

(7) 後見に関する事業

(8) たすけあう住まい方の支援に関する事業

(9) その他第3条の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業を、同じ理念を持つACT運動グループと提携、協力し推進する。

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会を賛助する意志を持って入会した個人および団体

(入会および会費)

第7条 本会の正会員になろうとするものは、東京都内に居住する者または勤務する者で、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 会員は理事会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき

(2) 本人が死亡したとき

(3) 繼続して2年以上年会費を滞納したとき

(4) 繼続して2年以上住所等不明で連絡が取れないとき

(5) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) 本会の定款または規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費の不返還)

第11条 本会は、会員がすでに納入した会費は、返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上 20人以内

(2) 監事 2人以上 3人以内

2 本会は理事長、副理事長、専務理事を置く。副理事長は3人以内とする。

(選任等)

第13条 理事および監事は、役員選挙規約の定めるところにより、総会において正会員のうちから選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本会の役員になることができない。

4 監事は、理事または本会の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

2 理事長は、本会を代表し、その業務を統括して管理する。

3 副理事長は、理事長を補佐し理事長が業務に支障あるとき理事長の職務を代行する。

4 専務理事は、事務局を統轄し、理事会の決定に基づき、理事長および副理事長と協議の上、日常の業務執行を行なう。

5 監事は、次に掲げる職務を行なう。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) 本会の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期)

- 第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。
- 3補欠のため、または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会議

(会議の種別)

- 第18条 本会の会議は、総会および理事会の2種とし、総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

- 第19条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(会議の権能)

- 第20条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員の選任または解任、職務および報酬
- (3) 定款の変更
- (4) 合併および解散

- (5) 解散した場合の残余財産の処分
- (6) その他理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

2 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算並びにその変更
- (2) 事務局の組織および運営
- (3) 年会費の額
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第21条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき
- 3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき

(会議の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも7日前までに通知を発しなければならない。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事長は、前条第3項第2号の場合にはその日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

6 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の前までに通知しなければならない。

(会議の定足数)

第23条 総会は正会員の20分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第24条 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事会における議決事項は、第22条第6項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 4 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議での書面表決権等)

第25条 各構成員の表決権は、平等なものとする。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 5 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 6 総会または理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

(会議の議事録)

第26条 総会または理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 総会にあっては正会員総数および出席者数、理事会にあっては理事総数、出席者数および出席者氏名。その会議に書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名し、これを保存しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第27条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 年会費

- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(管理)

第28条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会計

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第31条 本会の事業計画およびこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

- 2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画および予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。
- 3 第1項に規定した理事会の議決を得た事業計画および予算の変更は、理事会の議決を経て行なうことができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第32条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後、3カ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第33条 本会は、特定非営利活動に係る事業の会計を「主たる本来事業会計」及び「少額短期保険業に関する事業会計」に区分して経理する。

- 2 本会の決算において剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、少額短期保険業に関する事業会計に剰余金を生じたときは、保険契約者の同意に基づき、この剰余金を「主たる本来事業会計」に寄付し、同会

計の収入とすることができます。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第34条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第35条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第36条 本会が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第37条 本会が解散（合併または破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第38条 本会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 本会の公告は、官報に掲載する。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、本会のホームページにおいて行なう。また、保険業法に基づき特定少額短期保険事業者として公告をする場合は、東京新聞に掲載する。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第40条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第41条 事務局長および職員の任免は、理事長が行なう。

(組織および運営)

第42条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 実施細則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 本会の名称は、特定非営利活動促進法に基づく法人設立の認証、設立の登記が終了するまでは、NPOアビリティクラブたすけあいと称する。1999年5月29日から法人成立の日までこの定款を準用する。
- 3 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 年会費 3,000円
- 4 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員は、別表のとおりとする。
- 5 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の役員任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2001年度通常総会の日までとする。

- 6 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、同法人として成立した日から2000年3月31日までとする。
- 7 本会が特定非営利活動法人として成立した当初の事業計画および収支予算は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 附 則 この定款は、2002年4月18日から施行する。(第12条「役員の種類および定数」都認証)
- 附 則 この定款は、2002年9月30日から施行する。(第12条「役員の種類および定数」、第13条「選任等」、第14条「職務」、第23条「会議の定足数」都認証)
- 附 則 この定款は、2003年10月10日から施行する。(第5条「事業の種類」、第21条「会議の開催」都認証)
- 附 則 この定款は、2005年10月19日から施行する。(第4条「特定非営利活動の種類」、第5条「事業の種類」都認証)
- 附 則 この定款は、2007年5月26日から施行する。(第2条「事務所」総会決定)
- 附 則 この定款は、2008年3月3日から施行する。(第5条「事業の種類」、第39条「公告の方法」都認証)
- 附 則 この定款は、2008年10月10日から施行する。(第33条「剰余金の処分」都認証)
- 附 則 この定款は、2013年5月25日からから施行する。(第2条「事務所」総会決定、第31条「事業計画および予算」、第32条「事業報告および決算」総会決定)
- 附 則 この定款は、2013年10月25日から施行する。(5条「事業の種類」都認証)
- 附 則 この定款は、2015年8月21日から施行する。(5条「事業の種類」都認証)
- 附 則 この定款は、2015年12月21日から施行する。(5条「事業の種類」都認証)
- 附 則 この定款は、2019年2月13日から施行する。(5条「事業の種類」、33条「剰余金の処分」、39条「公告の方法」都認証)
- 附 則 この定款は、2019年5月25日から施行する。(39条「公告の方法」都届出)
- 附 則 この定款は、2022年10月20日から施行する。
- 附 則 この定款は、2026年●月●日から施行する。

役 職	氏 名
理事長	薦田美智子
副理事長	山口 文江

別表 設立当初の役員

役名	氏名	役名	氏名
理事長	薦田美智子	理事	庄 妙子
副理事長	山口 文江	理事	末安 民生
理事	浅野 晋	理事	鈴木 博子
理事	荒井 勇	理事	弟子丸すみえ
理事	石毛 錠子	理事	中村 敏子
理事	小笠原 章子	理事	生井 博美子
理事	岡山 宗睦	理事	浜村 富美子
理事	清田 順子	監事	伊藤 雄司
理事	香丸 真理子	監事	遠藤 寿子
理事	塩田 三恵子		(五十音順)

2025年度 事業計画書

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい

1 事業実施の方針

誰もが孤立することなく安心して地域で暮らすことを目指し、ACT運動グループ、関係団体と連携して活動を進める。

コミュニティ活動

- ・地域でゆるやかにつながり、会員どうしが身近でたすけあう関係をつくる地域ACTづくりを更に進める。
- ・地域の居場所まちの縁がわを増やす。生活クラブ運動グループによる多様な居場所総合プロジェクトに参加し、居場所づくりを進める。
- ・地域の仲間づくりを進める「いきいきサークル」は若い会員に参加を働きかける。
- ・ACTコミュニティ活動応援基金助成は、広報活動を強化し応募団体を募る。
- ・政策提案活動は、ACT運動グループや生活クラブ運動グループ、地域福祉関連団体と連携して、高齢者介護、障がい福祉、子育て支援などの課題に取り組む。「介護の崩壊をさせない実行委員会」に参加し、現場の声を反映させた政策提案に取り組む。
- ・たすけあいワーカーズの委託業務支援を行なう。

ワーカーズへのサポートに関する事業

事業が縮小したため、まちづくりの推進事業(コミュニティ活動)に含める。

ACTつながるケア(自立援助サービス)

活動と事例の成果を共有し、利用拡大推進につなげる。ケア者の研修を実施しスキルアップに努める。

アビリティ共済(少額短期保険事業)

アビリティ共済の特長や魅力をあらゆる機会、場、組織を生かして伝え、加入を増やし保有数を増加に転じます。募集人を増やす。

生活自助品供給事業

介護に役立つナーシングラッグの利用促進に取り組む。

人材育成(公開講座・講事業師派遣・研修等)

安心のまちづくりを推進し、地域のニーズに応えられる人材育成や啓発に取り組み、スキルアップのための講座や研究会を開催する。

「ACTの地域育て・自分で育て講座」「介護職員初任者研修」「公開講座」を継続する。

在宅介護研究会、S P S D(認知症模擬演技者)研究会も活動を継続し、介護職員初任者研修の講師を務める。研究会への参加を広く呼びかける。

市民後見事業

「最期まで自分らしく」を応援するACTのもう一つの自立支援として取り組む。人材の養成講座、出前講座、終活講座などを行なう。あらたなサービスを増やし、利用者を増やす。自治体への提案活動や、成年後見に関する動向や社会的な問題などについて必要に応じて調査活動などを行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【141,333】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
まちづくりの推進、市民からの相談、福祉の政策提案に関する事業	コミュニティ活動 (地域 ACT、ワーカーズまちの縁がわ、たすけあいワーカーズの設立支援・たすけあいワーカーズのサポート・地域のつどい・いきいきサークルの推進、コミュニティ活動応援基金助成、政策提案など)	地域のつどい 25回、その他は各活動日、ワーカーズサポートは日常対応	実施会場と法人事務所	5人	都内各地域のコミュニティ・福祉政策に関心のある人	4,800人	21,988
ワーカーズへのサポートに関する事業	たすけあいワーカーズの委託業務支援 事業が縮小したため、まちづくりの推進事業(コミュニティ活動)に含める。						
介護、家事、子育て支援などの自立を支援する事業	ACT つながるケア(自立援助サービス) (高齢者、障がい者、病者、産前産後の女性、支援を必要としている人の家事援助、介護、保育等のケアサービス)	月～金(必要に応じ休日・夜間)	利用者宅(付き添い除く)	1,131人	家事援助・介護・保育などの支援が必要な人	4,800人	9,456
少額短期保険業に関する事業	少額短期保険業 (保険業法に基づき少額短期保険を提供)	365日	法人事務所	8人	地域福祉・共済に关心のある人	1,500人	103,536
福祉用具、衣・食等、生活を豊かにする供給事業	生活自助品供給 (自立支援や介護の負担を軽減するための介護用品、健康管理用品、食品等の供給)	受注供給	利用希望者宅へ戸別配送	1人	福祉用具などを希望する人	200人	1,832
人材育成および啓発、介護人材の養成、講師派遣、出版等事業	公開講座・研修・講師派遣等 (講座の企画運営、介護や認知症ケア研修等の講師派遣、研究会)	4～3月までの各講座開催日	法人事務所各都内会場	2人	認知症ケア、介護、子育て、傾聴、相談などの関心のある人	600人	3,051
後見に関する事業	市民後見事業 (見守り、制度の周知活動として出前講座、後見人の担い手養成講座、電話相談、調査活動)	見守りは月2回 担い手養成講座 1回、出前講座 5回	利用者宅 研修は法人事務所	2人	見守り・後見が必要な人、関心のある人	60人	1,470
たすけあう住まい方の支援に関する事業	実施していない						

2026年度

事業計画書

特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい

1 事業実施の方針

誰もが孤立することなく安心して地域で暮らすことを目指し、ACT運動グループ、関係団体と連携して活動を進める。

コミュニティ活動

- ・地域でゆるやかにつながり、会員どうしが身近でたすけあう関係をつくる地域ACTづくりを更に進める。
- ・地域の居場所まちの縁がわを増やす。生活クラブ運動グループによる多様な居場所総合プロジェクトに参加し、居場所づくりを進める。
- ・地域の仲間づくりを進める「いきいきサークル」は若い会員に参加を働きかける。
- ・ACTコミュニティ活動応援基金助成は、広報活動を強化し応募団体を募る。
- ・政策提案活動は、ACT運動グループや生活クラブ運動グループ、地域福祉関連団体と連携して、高齢者介護、障がい福祉、子育て支援などの課題に取り組む。「介護の崩壊をさせない実行委員会」に参加し、現場の声を反映させた政策提案に取り組む。
- ・たすけあいワーカーズの委託業務支援を行なう。

ワーカーズへのサポートに関する事業

事業が縮小したため、まちづくりの推進事業の中に含める。

ACTつながるケア(自立援助サービス)

活動と事例の成果を共有し、利用拡大推進につなげる。ケア者の研修を実施しスキルアップに努める。

アビリティ共済(少額短期保険事業)

アビリティ共済の特長や魅力をあらゆる機会、場、組織を生かして伝え、加入を増やし保有数を増加に転じます。募集人を増やす。

生活自助品供給事業

介護に役立つナーシングラッグの利用促進に取り組む。

人材育成(公開講座・講事業師派遣・研修等)

安心のまちづくりを推進し、地域のニーズに応えられる人材育成や啓発に取り組み、スキルアップのための講座や研究会を開催する。

「ACTの地域育て・自分育て講座」「介護職員初任者研修」を継続する。在宅介護研究会は高齢化とメンバー減少が課題のため、継続について検討する。SPSD(認知症模擬演技者)研究会は活動を継続し、介護職員初任者研修の講師を務める。研究会への参加を広く呼びかける。また、益々深刻化する児童虐待をテーマに精神科医2名と臨床心理士による大規模な「シンポジウム」を企画する。

市民後見事業

「最期まで自分らしく」を応援するACTのもう一つの自立支援として取り組む。人材の養成講座、出前講座、終活講座などを行なう。あらたなサービスを増やし、利用者を増やす。自治体への提案活動や、年後見に関する動向や社会的な問題などについて必要に応じて調査活動などを行なう。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【133,908】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
まちづくりの推進、市民からの相談、福祉の政策提案に関する事業	コミュニティ活動 (地域 ACT、ワーカーズまちの縁がわ、たすけあいワーカーズの設立支援・たすけあいワーカーズへのサポート・地域のつどい・いきいきサークルの推進、コミュニティ活動応援基金助成、政策提案など)	地域のつどい25回、その他は各活動日、ワーカーズサポートは日常対応	実施会場と法人事務所	5人	都内各地域のコミュニティ・福祉政策に関心のある人	4,800人	21,988
ワーカーズへのサポートに関する事業	たすけあいワーカーズの委託業務支援 事業が縮小したため、まちづくりの推進事業(コミュニティ活動)に含める。						
介護、家事、子育て支援などの自立を支援する事業	ACT つながるケア(自立援助サービス) (高齢者、障がい者、病者、産前産後の女性、支援を必要としている人への家事援助、介護、保育等のケアサービス)	月～金(必要に応じ休日・夜間)	利用者宅(付き添い除く)	1,131人	家事援助・介護・保育などの支援が必要な人	4,800人	9,456
少額短期保険業に関する事業	少額短期保険業 (保険業法に基づき少額短期保険を提供)	365日	法人事務所	8人	地域福祉・共済に关心のある人	1,500人	96,111
福祉用具、衣・食等、生活を豊かにする供給事業	生活自助品供給 (自立支援や介護の負担を軽減するための介護用品、健康管理用品、食品等の供給)	受注供給	利用希望者宅へ戸別配送	1人	福祉用具などを希望する人	200人	1,832
人材育成および啓発、介護人材の養成、講師派遣、出版等事業	公開講座・研修・講師派遣等 (講座の企画運営、介護や認知症ケア研修等の講師派遣・研究会)	4～3月までの各講座開催日	法人事務所 都内各会場	2人	認知症ケア、介護、子育て、傾聴、相談などの関心のある人	600人	3,051
後見に関する事業	市民後見事業 (見守り、制度の周知活動として出前講座、後見人の担い手養成講座、電話相談、調査活動)	見守りは月2回 担い手養成講座1回、出前講座5回	利用者宅 研修は法人事務所	2人	見守り・後見が必要な人、関心のある人	60人	1,470
たすけあう住まい方の支援に関する事業	実施していない						

活動予算書

2025年 4月 1日 ~ 2026年 3月 31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額		
一般正味財産増減の部			
I 経常収益			
1. 受取会費	14,430		
受取会費	20		
賛助会費			
2. 受取寄付金	18,069		
受取寄付金	4,740		
受取寄付金振替額			
3. 事業収益			
まちづくり(コミュニティ)事業収益	50		
ACTつながるケア(自立援助サービス)事業収益	7,593		
アビリティ共済(少額短期保険)事業収益	61,934		
生活自助品供給事業収益	1,900		
人材育成および啓発事業収益	1,425		
成年後見事業収益	759		
4. 戻入額			
少額短期保険支払備金戻入額	2,959		
少額短期保険責任準備金戻入額	21,074		
契約者配当準備金戻入額	17,569		
5. その他収益			
事務委託収入(たすけあいワーカーズ連合)	195		
事務委託収入(ACT人とまちづくり)	132		
受取利息	10		
雑収入	100		
経常収益計	437		
		152,959	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	7,615		
給料手当	19,760		
協力スタッフ給与	93		
ケア対価	2,720		
法定福利費	4,092		
中退共掛金	465		
通勤費	1,116		
福利厚生費	149		
人件費計	36,010		
(2) その他経費			
保険金(アビリティ共済)	20,000		
少額短期保険契約者支払配当金	17,569		
少額短期保険支払備金繰入額	4,100		
少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)繰入額	22,077		
少額短期保険契約者配当準備金繰入額	1,071		
少額短期保険年払返戻金	150		
アビリティ共済祝金	1,000		
ACTコミュニティ活動応援基金助成	2,240		
コミュニティ活動推進費	3,650		
共済取次店手数料	1,200		
売上原価	1,280		
業務委託費	4,919		
事務委託費	979		
加入推進手数料	130		
調査研究費	300		
顧問料	949		
諸謝金	1,269		
理事実費弁償費	1,410		
特定活動会員実費弁償費	580		
印刷・広報費	3,666		
旅費交通費	650		
通信運搬費	5,122		
器具備品費	186		
消耗品費	277		
保守・修繕費	2,509		
水道光熱費	484		
地代家賃	3,962		
賃借料	1,149		
減価償却費	1,322		
保険料	29		
諸会費	798		
租税公課	27		
支払手数料	185		
雑費	57		
涉外費	27		
その他経費計	105,323		
事業費計		141,333	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	846		
給料手当	1,480		
協力スタッフ給与	37		
法定福利費	308		

中退共掛金	35		
通勤費	84		
福利厚生費	11		
人件費計	2,801		
(2)その他経費			
業務委託費	25		
事務委託費	21		
加入推進手数料	10		
調査研究費	8		
顧問料	71		
理事実費弁償費	510		
印刷・広報費	228		
旅費交通費	19		
通信運搬費	418		
器具備品費	14		
消耗品費	12		
保守・修繕費	61		
水道光熱費	36		
地代家賃	298		
賃借料	134		
減価償却費	17		
保険料	170		
諸会費	9		
租税公課	33		
支払手数料	14		
雜費	4		
涉外費	2		
その他経費計	2,114		
管理費計	4,915		
経常費用計			
税引前当期正味財産増減額	146,248		
法人税、住民税および事業税	6,711		
当期正味財産増減額	70		
前期繰越正味財産額	6,641		
次期繰越正味財産額	84,375		
	91,016		
指定正味財産増減の部			
受取寄付金			
受取寄付金	500		
一般正味財産への振替額			
一般正味財産への振替額	△ 4,740		
当期指定正味財産増減額	△ 4,240		
指定正味財産期首残高	22,798		
指定正味財産期末残高	18,558		
正味財産期末残高	109,574		

活動予算書

2026年 4月 1日 ~ 2027年 3月 31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額		
一般正味財産増減の部			
I 経常収益			
1. 受取会費	14,430		
受取会費	20		
賛助会費			
2. 受取寄付金	8,000		
受取寄付金	4,740		
受取寄付金振替額			
3. 事業収益			
まちづくり(コミュニティ)事業収益	50		
ACTつながるケア(自立援助サービス)事業収益	7,593		
アビリティ共済(少額短期保険)事業収益	61,934		
生活自助品供給事業収益	1,900		
人材育成および啓発事業収益	1,425		
成年後見事業収益	759		
4. 戻入額			
少額短期保険支払備金戻入額	4,100		
少額短期保険責任準備金戻入額	22,077		
契約者配当準備金戻入額	8,000		
5. その他収益			
事務委託収入(たすけあいワーカーズ連合)	195		
事務委託収入(ACT人とまちづくり)	132		
受取利息	10		
雑収入	100		
経常収益計	437		
		135,465	
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	7,615		
給料手当	19,760		
協力スタッフ給与	93		
ケア対価	2,720		
法定福利費	4,092		
中退共掛金	465		
通勤費	1,116		
福利厚生費	149		
人件費計	36,010		
(2) その他経費			
保険金(アビリティ共済)	20,000		
少額短期保険契約者支払配当金	8,000		
少額短期保険支払備金繰入額	4,100		
少額短期保険責任準備金(普通・異常危険)繰入額	22,077		
少額短期保険契約者配当準備金繰入額	3,215		
少額短期保険年払返戻金	150		
アビリティ共済祝金	1,000		
ACTコミュニケーション活動応援基金助成	2,240		
コミュニケーション活動推進費	3,650		
共済取次店手数料	1,200		
売上原価	1,280		
業務委託費	4,919		
事務委託費	979		
加入推進手数料	130		
調査研究費	300		
顧問料	949		
諸謝金	1,269		
理事実費弁償費	1,410		
特定活動会員実費弁償費	580		
印刷・広報費	3,666		
旅費交通費	650		
通信運搬費	5,122		
器具備品費	186		
消耗品費	277		
保守・修繕費	2,509		
水道光熱費	484		
地代家賃	3,962		
賃借料	1,149		
減価償却費	1,322		
保険料	29		
諸会費	798		
租税公課	27		
支払手数料	185		
雑費	57		
涉外費	27		
その他経費計	97,898		
事業費計		133,908	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	846		
給料手当	1,480		
協力スタッフ給与	37		
法定福利費	308		

中退共掛金	35		
通勤費	84		
福利厚生費	11		
人件費計	2,801		
(2)その他経費			
業務委託費	25		
事務委託費	21		
加入推進手数料	10		
調査研究費	8		
顧問料	71		
理事実費弁償費	510		
印刷・広報費	228		
旅交通費	19		
通信運搬費	418		
器具備品費	14		
消耗品費	12		
保守・修繕費	61		
水道光熱費	36		
地代家賃	298		
賃借料	134		
減価償却費	17		
保険料	170		
諸会費	9		
租税公課	33		
支払手数料	14		
雑費	4		
涉外費	2		
その他経費計	2,114		
管理費計	4,915		
経常費用計		138,823	
税引前当期正味財産増減額		△ 3,358	
法人税、住民税および事業税		70	
当期正味財産増減額		△ 3,428	
前期繰越正味財産額		91,016	
次期繰越正味財産額		87,588	
指定正味財産増減の部			
受取寄付金		500	
受取寄付金		△ 4,740	
一般正味財産への振替額		△ 4,240	
一般正味財産への振替額		18,558	
当期指定正味財産増減額		14,318	
指定正味財産期首残高		101,906	
指定正味財産期末残高			
正味財産期末残高			